



民主党

やるべきことがある!!

東京都議会議員

吉田康一郎

平成19年(2007年) 1月号

都議会レポート

発行 都議会民主政策調査会
所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1
電話 03-5320-7230 FAX 03-5388-1784

新年おめでとうございます

旧年中は、皆様より温かいご指導と力強いご支援を賜り、誠に有難うございました。本年は決意新たに、都政の更なる前進、「安全で豊かで誇りある東京」の実現に向け、一層一生懸命に取り組んで参ります。

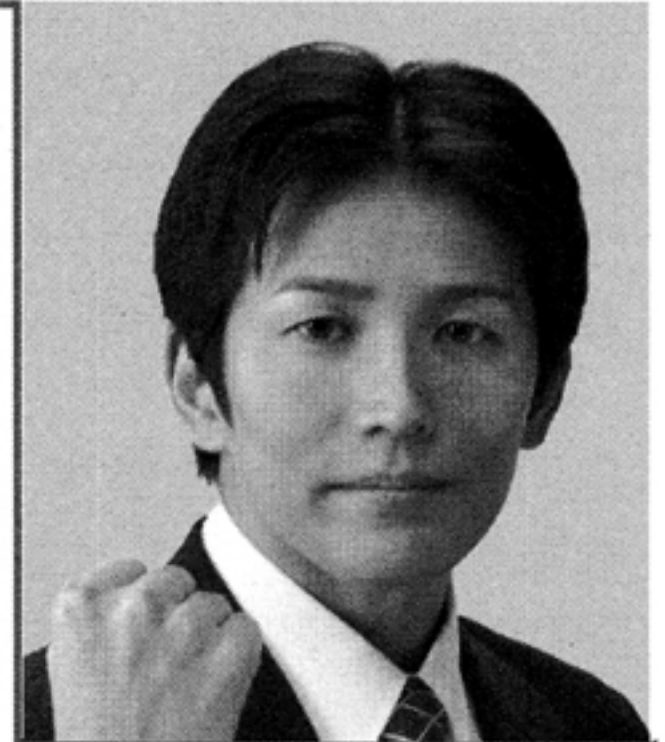
昨年、都議会では、6月に「都議会拉致議連（北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を図る東京都議会議員連盟）」が発足し、吉田康一郎は幹事に就任致しました。

8月には、都議会民主党総務副会長に就任致しました。都議会の常任委員会については、これまでの財政委員会から、10月より都市整備委員会の委員となりました。

職責の重さを自覚しつつ、教育の立て直し、治安・防犯対策、災害への備え、子育て支援、高齢者と障害者の活躍と安心のための施策、活力あるまちづくり、環境対策等、東京の様々な課題に全力で取り組んで参りますとともに、「格差」の拡大や北朝鮮の核開発、日本人拉致など、我が国が直面する様々な内憂外患への対処につきましても、都議会議員として最大限の努力をしていく所存です。

本年は、4月に東京都知事選挙と中野区議会議員選挙、7月に参議院議員選挙が実施され、政治が大きく動く一年となります。民主党は、皆様から政権を任せ得ると信頼いただける政党に生まれ変わらなければなりません。引き続きのご指導とご支援を、宜しくお願い申し上げます。

本年が皆様にとりまして素晴らしい一年になりますよう、心よりお祈り致します。



民主党公認・推薦 予定候補者(敬称略)

佐伯 利昭 (公認・現)
中野区議会議員
平島 好人 (公認・現)
中野区議会議員
酒井 たくや (公認・現)
中野区議会議員
奥田 けんじ (公認・現)
中野区議会議員
はっとり幸子 (推薦・現)
中野区議会議員
小林 よしと (公認・新)
元自治基本条例審議委員

石原都政を是々非々で厳しくチェック！

12月15日、平成18年東京都議会第四回定例会が閉会しました。

今議会では、住宅基本条例、消費生活条例の改正、認定こども園の認定基準に関する条例の制定などが行われました。

都議会民主党は、知事提出の全議案に賛成しましたが、臨海三セクの破綻処理をはじめ、石原都政を是々非々で厳しくチェックし、是正や改善を求めました。

□ 臨海三セク破綻を徹底追及

臨海三セクが3668億円の負債を抱えて破綻し、都が債権放棄をすることで失われる都民の財産は、388億円にのぼります。

民主党は、破綻に至った責任を厳しく追及してきましたが、都は、ようやく三セクの経営陣が報酬を50%カットしたことを明らかにしました。

三セクの将来の経営見通しについて、都は、詳細を公表することを拒んできましたが、民主党の追及に、ビル入居率や賃料水準、金利の見通しなどを具体的に明らかにしました。

また三セクの親会社となる持株会社が天下りの温床とならないよう民主党が主張したのに対し、都は役員総数を抑制する旨約束しています。

民主党は引き続き、ビル事業も含めた三セクの事業そのものの見直しを求めていきます。

今回の三セクの破綻処理そのものについては、民主党は、都への影響を最小限に抑えるために、都から一定の答弁が得られたと判断し、賛成しました。

(4頁へ続く)■



再び、木造住宅密集地域の震災対策を問う



平成18年5月、都は「首都直下地震による東京の被害想定」を発表し、東京湾北部を震源としてM7.3の地震が起きた場合、都内で負傷者15万人、死者6000人、うち火災による死者3500人に上る被害が出るとしています。全国で最も人口密度が高く木造家屋も密集している中野区は、区内の約3割が焼失するとされ、震災に強いまちづくりは急務です。

吉田康一郎は、17年12月の本会議における一般質問に引き続き、11月2日、都市整備委員会において、木造住宅密集地域の防災対策を質しました。

吉田 中野区内における、これまでの木造住宅密集地域整備事業（木密事業）の実績を伺う。

座間民間開発担当参事 都は、都内で震災時に甚大な被害が想定される地域を27地区・約6500ha指定し、防災都市づくりの施策を推進している。

中野区内では、南台、大和町、野方地域など約394haを整備地域に指定し、そのうち南台一・二丁目地区、南台四丁目地区、平和の森公園周辺地区の3地区・約97haで木密事業を実施している。

17年度末までに、避難路や緊急車両の進入路となる生活道路などの用地取得約5900㎡、老朽木造住宅の不燃化建替え約400戸などを行っている。

また規制誘導策として、地区計画や新たな防火規制の区域指定など、重層的に事業を展開している。

吉田 昨年12月の本会議での質問に対し、都は、制度の改善にも積極的に取り組んでいると答弁した。

共同化による不燃化の促進に、今後どのように取り組んでいくのか。

民間開発担当参事 木密地域では、土地や建築物に関わる権利関係が輻輳していること、道路に接していない狭小な敷地が存在することなど、円滑な建替えが進まない多くの課題を抱えている。

従来の木密事業を推進するとともに、新たな事業手法として、街区単位で老朽建築物を除却し、防災性能を備えた建築物と道路、公園などの公共施設の一体的整備を行う「防災街区整備事業」などを活用していく。

また、木密事業で建築物を共同化する場合の補助要件の緩和などを国へ要望している。

妙正寺川などの治水対策を問う



平成17年9月の集中豪雨では、神田川流域を中心に6000戸近い浸水被害が出ました。その直接の原因は、100mm/時を超える記録的な集中豪雨が続いたためですが、都市化により土地がコンクリートなどに覆われ、雨が地面にしみ込まなくなった結果、雨水が一気に河川や下水道に殺到してしまうことも大きな原因となっています。

吉田康一郎は、11月2日、都市整備委員会において、都の治水対策を質しました。

吉田 平成17年9月4日の集中豪雨では、私も洪水の現場で大変に驚くと同時に、被害を受けた方に本当に心を痛めた。都はどのように対策を進めているのか。

特に妙正寺川、江古田川などを含めた神田川流域における実績について伺う。

石井都市基盤部長 都は、二十三区内の主要8流域において治水対策暫定計画を策定し、その中で、浸透ますや透水性舗装などの浸透施設、雨水貯留槽の設置などの貯留施設により1時間当たり10mm相当の雨水の流出を抑制することを長期的な目標として設定し、雨水流出抑制対策に取り組んでいる。

17年3月末現在、8流域の実績は合計158万㎡、そのうち神田川流域の実績は、浸透施設による対策量34万㎡、貯留施設による25万㎡の計59万㎡である。その効果は、8流域全体の平均では1時間当たりの雨水2.6mm分、神田川流域では3.1mm分と推計している。

吉田 中野区では、平成13年度まで個人住宅への浸透ますの設置に対して助成を実施し、都も区の助成制度

に対し補助金を出していた。最近の浸水被害の状況を考えると、都の補助金制度の復活を検討するなどして対策をより一層推進すべきと考えるが、どうか。

都市基盤部長 本年5月、学識経験者などから成る「豪雨対策検討委員会」を立ち上げ、検討を進めている。今後、同委員会の答申を踏まえ、基本方針を策定していきたい。

吉田 早急に基本方針を策定し、浸透ますの設置等についても検討されたい。また、18年1月に都が策定した「みどりの新戦略ガイドライン」に治水・親水などの観点も盛り込み、連携して取り組んでほしい。

中野区は都立の緑地に関する施設がない唯一の区である。是非、将来には、妙正寺川沿川にも善福寺公園のような素晴らしい親水公園ができるよう、木密事業の手法を活用した、いわば「防災親水街区整備事業」というような事業も将来検討してほしい。

質疑の全文は吉田康一郎ホームページに掲載しています。
<http://k-yoshida.jp/index.html>

今後の都営住宅政策について問う



今回の定例会では、東京都住宅基本条例が14年振りに改正されました。

新条例では、都内の住宅数が世帯数を1割以上上回っている状況などを背景に、良質な住宅ストックの形成に向けて、市場重視・ストック重視の政策への転換と、子育て世帯への配慮、住宅の地震に対する安全性、住宅に係る取引の安全の確保、既存住宅の流通の促進などの方向性が打ち出されています。

吉田康一郎は、12月11日、都市整備委員会において、同条例の改正案に関連して今後の都営住宅のあり方について質しました。

吉田 都営住宅は都内に約26万戸、3兆円以上の資産価値がある都民共有の財産である。都営住宅の供給における公平性の確保は極めて重要である。

平成17年度の募集では、3304戸に対して応募倍率は約38倍であった。入居できた人は、安い家賃で居住の安定を確保できるが、同じように住宅に困窮しているはずの残り37人は支える側に回るわけで、不公平な制度と言わざるを得ない。

都営住宅の募集には、収入等の条件の範囲内であれば一律に抽せんを行う方式と、現在住んでいる住宅の広さ、家賃、設備等により困窮度を入居審査に反映させるポイント方式の募集があるが、私は、全ての募集に当たって、希望者の住宅困窮度を審査して、深刻な順に入居できるべきだと考える。

18年6月の住宅政策審議会の答申でも、「より困窮度の高い者が都営住宅に優先的に入居できるよう、募集・選考方式を改善すべき」と指摘し、ポイント方式の募集枠を拡大すべきとしているが、どうか。

小宮経営改革担当部長 ポイント方式の募集は、昭和46年度から導入し、制度を拡充してきた。現在では、ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯などを対象として実施している。ここ数年の募集全体に占める割合は、3割程度である。

ポイント方式は、真に住宅に困窮する都民に都営住宅を的確に供給する上で有効な方法であり、答申を踏まえ、他の制度との整合性を計りながら検討する。

吉田 答申はまた、応募者の保有資産や非課税所得、一時所得などを考慮し、現在の困窮度判定項目を見直すべきだとも指摘している。

都は、応募者の資産を把握するための調査権限が付与されるよう国に対して強く要望していく必要があると考えるが、どうか。

経営改革担当部長 申込者の資産状況を考慮することは重要である。現行の法制度では、申込者の資産について都に調査権限が付与されていないなど、制度を実施した場合の公平性を確保する上でさまざまな課題がある。今後とも、法制度の整備を国に要望していく。

吉田 現在、本来の入居対象でない「収入超過者」が約1万8000世帯居住しており、そのうち約200世帯は明け渡し請求の対象となる高額所得者である。

収入超過者に対しては、自主的な退去を一層促し、その住戸を真の困窮者のために有効活用できる仕組みを早急に導入すべきと考えるが、どうか。

経営改革担当部長 収入超過者には明け渡しの努力義務があり、毎年、文書により明け渡しを促しているほか、広報紙で周知を図っている。また、住みかえを支援するため、公社住宅や都市再生機構住宅へのあっせんを行っている。

現在、収入超過者には、収入に応じた一定の割増があるものの、市場家賃より低い負担額で住み続けることができるが、来年度からは段階的に家賃を引き上げ、一定の期間の後には市場家賃並みの負担となるよう制度を見直した。収入超過者の自主的な退去を一層促し、真に住宅に困窮する都民に的確に都営住宅を供給していくよう努めていく。

吉田 都は、平成13年に期限付き入居制度を導入し、若年ファミリー世帯、多子世帯など対象を広げ、供給エリアも全都に拡大するなど、取組みを進めてきた。

入居の公平性を確保するため、期限つき入居制度をすべての募集に拡大すべきと考えるが、どうか。

経営改革担当部長 すべてを期限付きとするためには、高齢者、障害者など、特に居住の安定を図る必要のある世帯への配慮や、公営住宅制度上、位置づけを明確にしていくことが必要である。

期限つき入居を公営住宅制度の中に明確に位置づけるよう、今後とも国に要望していく。

吉田 公営住宅は、法律で国が全国一律に定めている事項が多いが、大都市と地方では住宅困窮者の状況、取り巻く環境、求められる対策も違うはずである。

17年の国の審議会の答申では、民間住宅を活用した家賃補助が効率性の高い政策手段であるとし、18年の都の審議会答申でも同様の評価を示した上で、導入には整理すべき課題も多いとして、今後、国と一体となって検討を進めるべきであるとしている。

真の住宅困窮者、生活困窮者を公平、適切に把握できる制度を整備した上で、困窮度に応じた家賃補助制度の導入、段階的な移行に道を開くべきではないか。是非、国とともに積極的に検討を進めてほしい。

質疑の全文は吉田康一郎ホームページに掲載しています。
<http://k-yoshida.jp/index.html>

□ 石原知事は襟を正せ

トーキョーワンダーサイトの身内重用

石原知事自ら「トップダウン」でやっていると言明するトーキョーワンダーサイトの運営が問題となっています。

若手芸術家の育成という事業の目的自体は評価できますが、知事自身の子息や知人を重用し、補助金の交付でも不適正な手続きが行われ、費用も監査に是正を求められるずさんさです。 ■

□ 自立支援法の障害認定

バラツキなくす取り組みを

障害者自立支援法が本格実施となるため、すべての区市町村で、障害区分認定が行われました。

この認定によって、利用できるサービスが決まります。都の状況調査によると、知的・精神障害者の4割以上の一次判定結果が、二次審査で変更されていることが明らかになりました。

民主党は、判定基準自体が、介護保険の認定項

目をベースとしており、障害の特性や暮らしにくさに対応した支援の必要性を判定できないことを指摘しました。その上、一次判定を行う調査員が、障害特性をよく理解して特記事項を記入できるかどうか、二次審査の委員が一次調査の結果をきちんと読み取れるかどうかで、大きく左右されます。

区市町村によるバラツキも指摘されており、都が格差是正の役割を果たすことが必要です。 ■

□ 認定子ども園

国の財政措置不足を都が補え

認定こども園は、既存の幼稚園・保育所などに、それぞれ保育所的機能、幼稚園的機能を付け加え、全ての子どもが利用できる施設となります。しかし、国の補助金も異なり、同じ園でも親の負担額が大きく変わってしまうなどの問題があります。

民主党は、国の不十分な制度を都が独自で補うべきだと主張しました。都も、多様な保育・教育ニーズに対応できるよう「独自の補助制度を創設する」と答弁しています。 ■

吉田康一郎は、北朝鮮による日本人拉致問題に精力的に取り組んでいます

6月19日 「北朝鮮による日本人拉致問題の完全解決を図る東京都議会議員連盟」(都議会拉致議連)が結成され、議員連盟としては最大級の111名の都議会議員が加盟しました。吉田康一郎は、幹事に就任しました。

7月15日 「北朝鮮からすべての拉致被害者を奪還する国民大行進」に参加しました。

10月26日 22都道府県の地方議会の議員連盟で組織する「拉致問題地方議会全国協議会」の全国幹事会に、都議会拉致議連の幹事として出席しました。

11月7日 国会の拉致議連(北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出するために行動する議員連盟)の主催により衆議院講堂で開催された『めぐみ 引き裂かれた家族の30年<ABDUCTION>』映画上映会に参加しました。

12月12日～18日 「北朝鮮人権問題啓発週間」に合わせ、都議会拉致議連は、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会(救う会)、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(家族会)、特定失踪者問題調査会、東京都との共催により、「拉致被害者、特定失踪者、救出運動」写真・パネル展を開催しました。

初日の12日には、家族会などとともに石原都知事と懇談し、拉致問題の解決に向け、最大限の努力をしていくことを確認しました。

※「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(18年6月施行)に基づき、毎年12月10日から16日までの7日間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが定められました。



▲ 家族会 横田滋代表、早紀江夫人と。

吉田康一郎の役職・所属 【委員会】都市整備委員会 【審議会】都市計画審議会
【会派】総務副会長、まちづくり部会、子ども政策調査会、エネルギー・環境政策調査会、交通政策調査会、島嶼振興等調査会、議会改革PTなど
【議員連盟】都議会拉致議連幹事、防災都市づくり推進計画・促進議連、防衛議連、リニア建設促進議連、花粉症対策推進議連、オリンピック招致議連など

【吉田康一郎事務所】
中野区新井 1-1-16-202
電話 03-5345-5443
FAX 03-5345-5444
Eメール voice@k-yoshida.jp
HP <http://www.k-yoshida.jp/>